

生活衛生関連技術職の人材育成方針

平成31年4月

目 次

1	はじめに	1
2	目指すべき職員像	1
3	対象職員	
	（1）職種	2
	（2）生活衛生関連の職場	2
4	人材育成の取組み	
	（1）専門性の向上	4
	（2）市職員としての基本的な事務処理能力等の向上	5
	（3）異業種間交流	5
	（4）女性職員の活躍推進	5
5	経験年数に応じた目標と研修	6
6	ジョブローテーション	
	（1）階層別ジョブローテーションの実施	8
	（2）スペシャリストの育成	8
7	統括部門	8
《関連資料》		
	・ 生活衛生関連技術職のジョブローテーション	9
	・ 生活衛生関係新任職員研修	12
	・ 派遣研修一覧	13
	・ 生活衛生関連新任職員研修実施要領	15

生活衛生関連技術職の人材育成方針

1 はじめに

獣医師、薬学、農芸化学等の生活衛生関連技術職は、市民の日常生活をとりまく「衣・食・住」に関する衛生の維持や安全性を確保するため、飲食店や食品製造業、ホテル、理容所・美容所などの営業施設や遊泳用プール等の施設に対する衛生面の監視指導や流通食品等の検査を行い、市民に安全・安心な暮らしを提供することを使命とします。

近年、快適で健康な生活環境の確保に対する市民ニーズの多様化や高度化等を背景に、食の安全・安心対策、環境衛生対策、感染症対策等の生活衛生に関わる各分野において、生活衛生部門がリーダーシップを発揮して課題の解決に当たらなくてはならない事案が増加しています。

また、本市が実現を目指す少数精鋭の下で職員の意欲や能力が最大限発揮できる「簡素で活力ある市役所の構築」を実践し推進していくためには、生活衛生行政の分野では、技術・事務の職務領域に関わらず人員を効果的に配置し、技術的な知識や経験を持つ技術職を、地方自治体職員として幅広い分野で活躍できる人材として育成し、活用していくことは極めて有意義です。

そこで、生活衛生関連技術職の人材育成のためのジョブローテーションや研修等の実施について、「生活衛生関連技術職の人材育成方針」としてとりまとめました。

2 目指すべき職員像

北九州市の職員を目指すべき職員像については、「北九州市人材育成基本方針」において、以下の5つの視点が示されており、生活衛生関連技術職に対しても、これらの視点を踏まえた人材育成を行います。

① 市民の目線を忘れず、市民とともに働き、市民に信頼される職員

生活衛生関連技術職は、業務を進める中で窓口や電話、調査の現場等で市民（消費者、生産者、事業者等）と多く接することから、それぞれの場面での対応が行政への信頼、理解、協力につながります。また、生活衛生関連業務（食品衛生、環境衛生等）は市民に身近なものであるにもかかわらず、専門用語も多く、制度や仕組みが複雑な面もあります。

このため、市民目線に立って、正確で丁寧な分かりやすい説明ができ、市民の信頼、理解、協力を得ることができる職員を目指します。

② 強い「志」のもと、高い専門性や責任感を備えた職員

生活衛生行政は、法令に基づいて監視指導等を行う権力行政であり、これを担っていく職員には高い専門性と責任感が求められます。

専門知識を身につけて法令を正確に適用するとともに、検査結果に基づき事業者等への指導を行い、正しい衛生管理を行わない事業者や改善指導に従わない事業者には厳正に対処するなど、常に適正・公正に業務を遂行できる職員を目指します。

③ 改善意識や経営感覚を持って、多様化するニーズに応える職員

限られた行財政資源の中で多様化するニーズに応えるため、日々の業務において、常に効率的な業務遂行や改善の意識を持つとともに、事業の費用対効果の検証や優先順位の見極めなど、経営感覚をもって業務を遂行できる職員を目指します。

④ 社会の変化に敏感で、新しいものに挑戦する勇気と行動力を持つ職員

社会情勢や経済動向などの環境変化はスピードを増しており、生活衛生行政を取り巻く状況も例外ではありません。そうした社会の変化に敏感で、新たな技術を取り入れ、斬新な視点から政策を打ち出し実行に移すことができる職員を目指します。

⑤ 自分自身の成長と組織の成長に、喜びとやりがいを見出せる職員

高い専門性を求められる生活衛生関連技術職は、その高い専門性を途切れることなく継承していく必要があります。このため、後輩や部下職員を育成し、自分自身も成長していくことで組織全体の成長を実現することができる職員を目指します。

3 対象職員

(1) 職種

一般技術員（獣医、薬学、農芸化学、水産、畜産等）、獣医師

(2) 生活衛生関連の職場

生活衛生関連の技術職を必要とする職場は、次のとおりです。

① 監視・指導部門

組織名称	業務内容	必要な専門性（能力）
保健福祉局 東部生活衛生課 西部生活衛生課 医務薬務課 区役所 保健福祉課 （生活衛生担当）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業施設等の許認可に関する業務 ・ 営業施設等の監視指導 ・ 食中毒に係る調査 ・ 違反及び苦情等調査 ・ 市民からの相談対応 ・ 市民啓発、情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令に関する知識 ・ 法令の適正な運用 ・ 根拠に基づいた衛生指導 ・ 対象者に応じた指導 ・ 苦情・相談への対応力 ・ 適切な情報発信

② 本庁部門

組織名称	業務内容	必要な専門性（能力）
保健福祉局 保健衛生課 地域医療課 産業経済局 水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の策定及び公表 ・ 事業の計画、評価 ・ 予算の編成 ・ 国、他自治体、庁内等関係部局との連絡調整 ・ 議会对応 ・ 報应对応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の構築、調整力 ・ 部局や組織を越えたネットワークの構築・活用能力

③ 検査部門

組織名称	業務内容	必要な専門性（能力）
保健福祉局 保健環境研究所 食肉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内流通食品、食中毒事件等に係る試験検査 ・ 公衆衛生に関する調査研究、研修指導 ・ 公衆衛生情報の収集・解析・提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査に関する知識・技術 ・ 検査結果に基づいた関係部署への助言、指導 ・ 調査研究の企画・実践

④ 獣医師関連部門（獣医師のみ）

組織名称	業務内容	必要な専門性（能力）
保健福祉局 食肉センター 動物愛護センター 産業経済局 鳥獣被害対策課 総合農事センター	<ul style="list-style-type: none"> ・と畜検査及び食鳥検査 ・と畜業者及び食鳥処理業者の指導 ・狂犬病予防業務 ・動物愛護業務 ・有害鳥獣に関する業務 ・家畜振興及び家畜診療に関する業務 ・苦情・相談対応 ・市民啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令に関する知識 ・と畜検査・食鳥検査に関する知識・技術 ・狂犬病予防に関する知識 ・獣医療関連の知識・技術 ・動物生態に関する知識 ・畜産学関連の知識・技術 ・事業者等への指導力 ・苦情・相談への対応力

4 人材育成の取り組み

(1) 専門性の向上

① 生活衛生関連職員研修の充実

生活衛生関連技術職の知識・技能の習得、専門性の向上の基本は研修であり、これまでも生活衛生新任職員研修など分野別に体系化して実施し、制度改正や新たな社会問題の発生などに応じて新たな研修を導入しながら、研修の充実をはかってきました。今後も、研修の見直し、充実を図っていきます。

② OJTの実施

生活衛生関連業務は、専門性が高いことや現地調査、窓口対応があることなどから、職場において個々の職員の能力を把握した上で、仕事の経験を通じて能力を養成するOJT（On the Job Training）が重要です。指導する側（課長、係長、主査、先輩職員等）、指導を受ける側がOJTについて正しく理解し、効果的に実施する必要があります。

③ 派遣研修の活用

専門職として知見を広げるとともに他の自治体職員とのネットワークを構築することを目的に、国立保健医療科学院の分野別専門研修に職員を派遣します。

また、国や他の自治体、関係団体の研修等も活用し、生活衛生関連技術職としての資質向上を目指します。

④ 具体的目標の設定

経験年数に応じた具体的目標を設定し、職員自身が生活衛生関連技術職としての到達点を把握し、モチベーションの向上を図るとともに、課長、係長は、部下職員の知識・技能の習得状況と比較して不足があれば、OJTによる指導や必要な研修を受けさせる必要があります。

⑤ 研修計画の策定

具体的な研修については、研修計画を策定して実施します。

(2) 市職員としての基本的な事務処理能力等の向上

「現場」である監視・指導部門、検査部門、獣医師関連部門においては、特に新規採用職員等の若手職員に対し、起案、契約などの文書事務や会計事務にも従事させ、市職員としての基本的な事務処理能力の向上を図る必要があります。

また、本庁部門においては、若手・中堅職員に対し、予算、決算、市長・副市長・局長協議、議会对応等の本庁業務で資料作成等に従事させ、本市の生活衛生関連行政の将来を担う職員として能力を発揮できる人材を育成する必要があります。

(3) 異業種間交流

専門職としての基礎的な能力を習得した中堅職員については、生活衛生関連の職場以外にも配属することで、他の職種との交流を図るとともに、多様な業務を経験させることにより幅広い職務遂行能力を育成することを目指します。

※配置先例

上下水道局：水質管理課（本庁・監視・検査部門）、水質試験所（検査部門）

環境局：環境監視課（本庁・監視部門）、施設課（本庁部門）

(4) 女性職員の活躍推進

本市の「女性活躍推進アクションプラン第2期計画（平成26～30年度）」において、アクションプランの3つの重点の一つとして「性別にかかわらず人材育成の強化」が掲げられています。

生活衛生関連技術職においても、この趣旨に沿って、女性職員の活躍推進に取り組んでいきます。具体的には、課長・係長が、昇任試験受験を喚起したり、女性職員のキャリアアップを見据えた事務分担を行う他、女性活躍推進部門が実施する研修等の機会を活用するなど、組織をあげて取り組んでいきます。

5 業務経験年数に応じた目標と研修

① 監視・指導部門

	具体的到達目標	研 修
初任期 《経験年数》 1～2年	<ul style="list-style-type: none"> 生活衛生関係の法体系を理解し、業務の基礎となる法令の構成概要を習得する。 監視指導の目的、方法、法的根拠を理解する。 試験検査に関する基礎知識を習得する。 苦情処理の基本的な考え方と実務を習得する。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活衛生新任職員研修 OJT コミュニケーション研修
中堅期 《経験年数》 3～4年	<ul style="list-style-type: none"> 関係法規等を把握し、必要な部署と連携・調整することができる。 習得した技術知識を担当案件に適切に反映できる。 業務の課題を把握し、改善策を提案できる。 初任期職員の指導、育成ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部研修への参加 OJT リーダーシップ研修
ベテラン期 《経験年数》 5年～	<ul style="list-style-type: none"> 全般的に営業者を指導できる知識・経験を有する。 様々な事例を把握し、レアケースにも対応できる。 専門的な立場から企画、調整、指導、助言ができる。 初任期、中堅期職員の指導、育成ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 国立保健医療科学院派遣研修

② 本庁部門

	具体的到達目標	研 修
初任期 《経験年数》 1～2年	<ul style="list-style-type: none"> 一般庶務事務関係の知識を習得する。 契約に必要な書類や手続きを理解する。 予算編成資料を把握し、予算管理を行う。 議会に関連した事務処理を把握する。 記者発表資料、市政だより等関連作業を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門事務研修 OJT コミュニケーション研修
中堅期 《経験年数》 3～4年	<ul style="list-style-type: none"> 計画的に契約手続きを遂行する。 関係部署と調整し、予算編成資料の取りまとめを行う。 議会関係資料を作成する。 条例等の制定、改正に伴う事務処理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部研修への参加 他都市との研修会 リーダーシップ研修
ベテラン期 《経験年数》 5年～	<ul style="list-style-type: none"> 予算に関する高度な知識を身につけ、予算担当者と協議できる。 初任期、中堅期職員の指導、育成を行いながら、業務を行うことができる。 	

③ 検査部門

	具体的到達目標	研 修
初任期 《経験年数》 1～2年	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の概要と業務に係る根拠条文を理解する。 ・検査に関する基礎的な知識、技術を習得する。 ・業務関連情報の収集、解析等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生新任職員研修 ・OJT
中堅期 《経験年数》 3～4年	<ul style="list-style-type: none"> ・検査に関する幅広い専門知識・技術を習得し、スキルを深める。 ・業務に関する調査研究、研修指導を主体的に行う。 ・初任期職員の指導、育成ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部研修への参加 ・OJT ・リーダーシップ研修
ベテラン期 《経験年数》 5年～	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究の企画、施策への提案を積極的に行う。 ・初任期、中堅期職員の指導、育成ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立保健医療科学院派遣研修

④ 獣医師関連部門

	具体的到達目標	研 修
初任期 《経験年数》 1～2年	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令を理解している。 ・と畜検査、食鳥検査に関する知識、技術を有する。 ・適正飼育、動物愛護に関する正しい知識を有する。 ・基本的な獣医療(診察、応急処置、避妊去勢手術等)ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生新任職員研修 ・OJT ・コミュニケーション研修
中堅(前)期 《経験年数》 3～4年	<ul style="list-style-type: none"> ・より高度な処置や避妊去勢以外の手術ができる。 ・ボランティア団体の支援に積極的に関われる。 ・業務の課題を把握し、改善策を複数提案できる。 ・他部署や他団体との連携・調整ができる。 ・初任期職員の指導、育成ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部研修 ・環境調査研修所研修 ・大学派遣研修
中堅(後)期 《経験年数》 5～6年	<ul style="list-style-type: none"> ・検査の専門部門の担当者として更なる知識、技術を習得し、検査の精度を向上する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・OJT ・リーダーシップ研修
ベテラン期 《経験年数》 7年～	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑な困難事例に関わり、他法令の解釈や他部署との連携を通じて、解決を目指す。 ・専門的な立場から企画、調整、指導及び参画、助言ができる。 ・初任期、中堅期職員の指導、育成ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立保健医療科学院派遣研修

6 ジョブローテーション

(1) 階層別ジョブローテーションの実施

生活衛生関連技術職が能力を最大限に発揮し、地方自治体職員として幅広い職務遂行能力を備えていくため、「育成期」、「開花期」、「発揮期」の階層別に業務目標を設定し、ジョブローテーションを通じて様々な業務を計画的に経験させます。

入職後の6年間は「育成期」とし、職種に相応した基礎知識を備えるため、前述の4部門をできるだけ（監視指導部門、検査部門は必ず）経験させ、専門職としての基礎的な能力を育成します。

その後の「開花期」は幅広い専門知識や技術を習得するとともに、多様な行政分野での知識や経験を培います。

さらに、適性にあった分野を中心に、本人の能力を仕事の成果として存分に発揮させる「発揮期」には、業務を統括し、生活衛生行政を先導する役割を担います。

(2) スペシャリストの育成

「開花期」、「発揮期」に達した職員については、培った能力や経験を活かせる部署への配置を積極的に行います。

また、高度化する食品等の製造・流通・販売等に係る衛生面からの監視指導に持続的に対応するため、検査業務、監視・指導業務のスペシャリスト（中核となる人材）を育成する仕組みを設け、人材の確保を図ります。具体的には、それぞれの分野で自身の専門性を高めることを希望し、適性が高い職員については、各専門部門内での人事異動を検討します。

7 統括部門

生活衛生関連技術職の人材育成については、保健福祉局保健衛生課が統括します。

表 1 生活衛生関係技術職のジョブローテーション

	配置する分野等のイメージ	
<p>育成期</p> <p>《経験年数》 0～6年</p> <p>*2年程度の短い間隔で異動</p>	<p>以下3部門での業務を通じて、専門職としての基礎的な能力を育成する。</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>《監視・指導部門》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の監視・指導 ・市民対応 ・健康危機管理への対応 等 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>《本庁部門》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例制定、法令管理 ・予算調整、議会对応 ・他団体等との調整 等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>《検査部門》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・微生物(細菌・ウイルス)検査 ・理化学検査 ・調査研究業務 </div> </div> </div>	
<p>開花期</p> <p>7～21年</p> <p>*概ね50歳まで</p>	<p>(1) 幅広い分野の業務を経験し、担当業務ではリーダーの役割を担う。</p> <p>(2) 専門性や得意分野を活かして貢献できる職域を選択する。</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>《検査》《監視・指導》</p> <p>スペシャリストの養成</p> </div> <p>高度化する食品等の製造・流通・販売等に係る衛生面からの監視指導に持続的に対応するため、それぞれの部門で自身の専門性を希望し、適性が高い職員については、各専門部門内での人事異動を検討し、スペシャリスト(中核となる人材)を養成する。</p> <p>(3) 異業種間の人事交流・省庁等への派遣 企画調整局、市民文化スポーツ局、環境局、産業経済局</p>	
<p>発揮期</p>	<p><u>(1) 業務を統括し、生活衛生行政を先導する役割を担う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施(事業の進捗管理、新規事業の企画立案) ・ 計画調整(中長期的な課題の把握、部門間の調整) ・ 困難事案への対応 ・ 人材育成 	<p><u>(2) スペシャリストとして実力を発揮し、貢献する。</u></p>

表2 獣医師のジョブローテーション

	配置する分野等のイメージ	
<p>育成期</p> <p>《経験年数》 0～6年</p> <p>*2年程度の短い間隔で異動</p>	<p>以下4部門での業務を通じて、専門職としての基礎的な能力を育成する。</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>《獣医師関連部門》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・と畜検査・食鳥検査 ・獣医療行為 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 動物愛護及び管理 ➢ 狂犬病予防 ・畜産振興 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>《監視・指導部門》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の監視・指導 ・市民対応 ・健康危機管理への対応 等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>《本庁部門》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例制定、法令管理 ・予算調整、議会对応 ・他団体等との調整 等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>《検査部門》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・微生物(細菌・ウイルス)検査 ・理化学検査 ・調査研究業務 </div> </div>	
<p>開花期</p> <p>7～21年</p> <p>*概ね50歳まで</p>	<p>(1) 幅広い分野の業務を経験し、担当業務ではリーダーの役割を担う。</p> <p>(2) 専門性や得意分野を活かして貢献できる職域を選択する。</p> <p style="text-align: center;">《検査》《監視・指導》</p> <p>《検査》《監視・指導》</p> <p>高度化する食品等の製造・流通・販売等に係る衛生面からの監視指導に持続的に対応するため、それぞれの部門で自身の専門性を希望し、適性が高い職員については、各専門部門内での人事異動を検討し、スペシャリスト(中核となる人材)を養成する。</p> <p>(3) 異業種間の人事交流・省庁等への派遣 企画調整局、市民文化スポーツ局、環境局、産業経済局</p>	
<p>発揮期</p>	<p><u>(1) 業務を統括し、生活衛生行政を先導する役割を担う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施(事業の進捗管理、新規事業の企画立案) ・ 計画調整(中長期的な課題の把握、部門間の調整) ・ 困難事案への対応 ・ 人材育成 	<p><u>(2) スペシャリストとして実力を発揮し、貢献する。</u></p>

表3 生活衛生関係技術職のジョブローテーション（モデルケース）

① 薬学 A さんのケース

育成期	《監視・指導部門》	東部生活衛生課（食品衛生係）	2年
	《検査部門》	保健環境研究所（生活衛生分野）	2年
	《監視・指導部門》	西部生活衛生課（環境衛生係）	2年
開花期	《本庁部門》	保健衛生課	3年
	《監視・指導部門》	東部生活衛生課（広域食品指導係）	3年
	《本庁部門：異業種交流》	環境局環境監視課	3年
	《本庁部門》	保健衛生課	3年
	《監視・指導部門》	区役所保健福祉課（生活衛生担当）	3年
発揮期	《監視・指導部門》	東部生活衛生課（食品衛生係）	3年
	《本庁部門》	保健衛生課	3年
	*以下 生活衛生行政分野の職場間を中心とする人事異動		

② 獣医師 B さんのケース

育成期	《獣医師関連部門》	食肉センター	2年
	《監視・指導部門》	西部生活衛生課（食品衛生係）	2年
	《本庁部門》	保健衛生課	2年
開花期	《検査部門》	保健環境研究所	3年
	《獣医師関連部門》	動物愛護センター	3年
	《監視・指導部門》	東部生活衛生課（環境衛生係）	3年
	《獣医師関連部門》	食肉センター	3年
	《本庁部門》	保健衛生課	3年
発揮期	《獣医師関連部門》	動物愛護センター	3年
	《監視指導部門》	西部生活衛生課（環境衛生係）	3年
	《本庁部門》	保健衛生課	3年
	*以下、生活衛生行政分野の職場（獣医師関連部門を含む）間を中心とする人事異動		

③ 農芸化学 C さんのケース 【検査業務のスペシャリスト】

育成期	《監視・指導部門》	東部生活衛生課（食品衛生係）	2年
	《検査部門》	保健環境研究所（生活衛生分野）	2年
	《本庁部門》	保健衛生課（食品衛生係）	2年
開花期	《監視・指導部門》	西部生活衛生課（環境衛生係）	3年
	《検査部門》	保健環境研究所	6年
	《検査部門：異業種交流》	水質試験所	3年
	《監視・指導部門》	東部生活衛生課（食品衛生係）	3年
発揮期	《検査部門》	保健環境研究所	3年
	*以下、検査部門を中心とする職場間の人事異動		

表4 生活衛生関係職員研修

■ 生活衛生関係新任職員研修

【共通研修】

研修項目	時間	講師
新任職員研修のガイダンス		保健衛生課 環境衛生係長
生活衛生関係業務について(総論)	1H	保健衛生課長
法令理解(生活衛生法規)	1H	保健衛生課 環境衛生係長
法令理解(行政法規)	1H	保健衛生課 食品衛生係長

【分野別研修(食品衛生関係プログラム)】

研修項目	時間	講師
苦情処理の基礎知識	1.8H	東部生活衛生課 食品衛生第2係長
違反処理の基礎知識		
食品衛生法令の概要	1.6H	保健衛生課 食品衛生係長
法令の検索方法		
監視と検査について	2H	東部生活衛生課 広域食品指導係長
食品表示の基礎知識		
食中毒事件調査	1.5H	西部生活衛生課 食品衛生第2係長
食中毒事件調査(感染症対策)	0.5H	保健予防課 感染症対策担当係長
北九州市の食品衛生行政	1H	東部生活衛生課長
食品衛生監視員のあり方		

【分野別研修(環境衛生関係プログラム)】

研修項目	時間	講師
環境衛生関係法令の概要	1.6H	保健衛生課 環境衛生係長
法令の検索方法		
苦情処理の基礎知識	1.1H	東部生活衛生課 環境衛生係長
環境衛生事故調査	0.6H	
違反処理の基礎知識	1.8H	西部生活衛生課 環境衛生係長
監視と検査について		
北九州市の環境衛生行政	1H	西部生活衛生課長
環境衛生監視員のあり方		

【分野別研修(狂犬病予防・動物愛護関係プログラム)】

研修項目	時間	講師
動物関係法令の概要	2.5H	動物愛護センター 動物愛護推進担当係長
法令の検索方法		
苦情処理の基礎知識		
北九州市の動物行政	1H	動物愛護センター所長
動物行政担当職員のあり方		

【分野別研修(と畜検査・食鳥検査業務研修)】

研修項目	時間	講師
食肉衛生関係法令の概要	2.5H	食肉センター 検査第2係長
法令の検索方法		
検査と行政措置の基礎知識		
北九州市の食肉衛生行政	1H	食肉センター 所長
と畜・食鳥検査のあり方		

【分野別研修(食品検査実務基礎プログラム)】

研修項目	時間	講師
食品検査実務	7.5H	検査担当者が指導

■ シミュレーション研修

研修項目	時間	講師
食中毒等事故時の対応	4H	演習型研修

表5 派遣研修

対象者	研修名	主催
環境衛生監視員	全国環境衛生職員団体協議会・事例研究発表会	(一財)日本環境衛生センター
	環境衛生監視指導研修	保健医療科学院
	建築物衛生研修	保健医療科学院
	住まいと健康研修	保健医療科学院
	墓地管理講習会	(公社)全日本墓園協会
食品衛生監視員	食品安全行政講習会	厚生労働省
	食品衛生監視指導研修	保健医療科学院
	食品衛生危機管理研修	保健医療科学院
	疫学研修	NPO法人・岡山健康医学研究会 (岡山大学疫学・衛生学教室)
	HACCP指導員養成講習会	厚生労働省
	HACCP指名監視員研修(対米・対EU輸出)	都道府県
	油症研修会	厚生労働省
	ひ素ミルク研修会	厚生労働省
	JICAが行う集団研修プログラム「食品安全行政」への講師派遣	(公財)北九州国際技術協力協会
と畜検査業務に従事する獣医師	食肉衛生検査研修	保健医療科学院
動物愛護管理関連業務に従事する獣医師等	動物愛護管理研修	環境省

生活衛生関係新任職員研修実施要領

1 目的

生活衛生関係業務に従事する新規採用及び異動等に伴う新任職員について、業務遂行に必要な専門知識・技術の習得を計画的かつ組織的に実施することにより、生活衛生業務従事者を効果的に育成することを目的とする。

2 受講対象者

受講対象者は、新規採用及び異動等により、食品衛生、環境衛生、と畜・食鳥検査、狂犬病予防・動物愛護の各業務に初めて従事する主査、主任及び職員とする。

3 研修項目の設定及び内容等

研修項目は、全ての新任職員を対象とする共通研修と、食品衛生、環境衛生、と畜・食鳥検査、狂犬病予防・動物愛護の業務分野ごとに設定する分野別研修に区分し、このうち、食品衛生業務については検査実務基礎研修を、環境衛生業務については分野別専門研修を付加するものとする。

なお、各研内容の詳細は、別紙1のとおりとする。

4 研修の実施時期

共通研修及び業務分野別研修の実施時期は、毎年7月とし、食品衛生に関する検査実務基礎研修及び環境衛生に関する分野別専門研修については、前記研修の終了後に実施する。

5 研修の運営

研修の運営は、保健福祉局保健医療部保健衛生課が総括する。

また、研修講師は、生活衛生業務を担当する課長級及び係長級職員とし、必要な場合にあっては、豊富な業務経験を有する主査職を充てることができる。

6 研修に関する評価

研修内容に関する評価は、実施年度ごとに担当講師の意見、新任職員の理解度及び各年度における業務課題等を勘案して総合的に実施するものとする。

また、研修に関する評価結果は、毎年度12月末日までに研修完了報告書としてまとめ、次年度の研修計画に反映させるものとする。

付則 この要領は、平成21年5月22日から施行する。

生活衛生関係新任職員研修

1 新任職員共通研修

- ① 対象者：全ての新任職員
- ② 目的：生活衛生業務の総合的な理解と行政法規の基礎習得
- ③ 実施期間：0.5日間
- ④ 担当講師：課長職及び係長職

(研修内容)

研修項目	研修目的
新任職員研修のガイダンス (10分)	生活衛生関係技術職員研修の必要性及び研修スケジュールの理解。
生活衛生関係業務について (総論) (60分)	職務概要および生活衛生業務従事者に求められる資質について理解する。
法令理解(生活衛生法規) (60分)	生活衛生行政を構成する、食品衛生、食肉衛生、狂犬病予防及び動物愛護、環境衛生業務に関する法令等について全体的枠組みを理解する。
法令理解(行政法規) (60分)	行政特有の活動について、私人相互の関係とは異なる規律をする行政法規の基礎を理解し、生活衛生業務遂行にあたってポイントとなる事項を実務と対比しながら習得する。 ①行政作用に関する事項:行政行為、行政指導、行政手続法等 ②行政救済に関する事項:行政不服審査法等

2 新任職員業務分野別研修

(1) 食品衛生業務研修

- ① 対象者：食品衛生監視員及びと畜・食鳥検査員
- ② 目的：食品衛生業務の基礎の習得
- ③ 実施期間：1. 5日間
- ④ 担当講師：課長職及び係長職（主査職）

(研修内容)

研修項目	研修目的
食品衛生法令の概要 (60分)	食品衛生に関する法体系及び各法令の位置付けを理解し、業務の基礎となる食品衛生法の構成概要を習得する。
法令の検索方法 (40分)	食品衛生法関係法規の理解のもとに、食品衛生小六法及び関係法規集の使い方、その他参考書の活用方法等を体得し、実務において法令根拠、規定内容等の検索を迅速かつ的確に行える能力を習得する。
食中毒事件調査 (120分)	「飲食に起因する衛生上の危害」のひとつである食中毒を正しく理解し、探知から調査、原因特定、再発防止措置等に至る基本的な流れと、報道対応を前提とした調査、行政判断のポイントを習得する。
食品表示の基礎知識 (60分)	食品衛生法に定める表示基準と、JAS法(＝農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)に定める品質表示基準との関係等、実務において連動性の高い事項を中心に食品表示に関する知識を習得する。
違反処理の基礎知識 (50分)	食品衛生法等に係る違反処理の目的、処理手法及び法令根拠を理解し、探知から調査及び収去・検査及び行政指導・命令等の行政措置等に至る一連の処理におけるポイントを習得する。
監視と検査について (60分)	①食品衛生監視員の監視指導の目的、法的根拠等に関する基礎的理解と監視目的別の対応方法、必要器材、事案に応じた対処方法、違反事例への対応等、一連の実務に必要な基本知識を習得する。 ②収去検査の目的と法的根拠、サンプリング及び試験検査における精度管理(GLP)の重要性等に関する基礎的理解と、検査項目の設定、サンプリング及び結果判定等、一連の実務に必要な基本知識を習得する。
苦情処理の基礎知識 (60分)	苦情処理の基本的考え方と苦情処理の基本スタンスを理解し、苦情受理、事実確認、検査、施設調査、他自治体への調査依頼、調査に基づく措置、苦情者への説明等、一連の実務に必要な基本知識を取得する。
本市の食品衛生行政 (30分)	本市の食品衛生行政の現状、地域特性、業務課題を理解し、北九州市の食品衛生業務従事者として必要な知識を習得する。
食品衛生監視員のあり方 (30分)	食品衛生行政の変遷をもとに、食品衛生監視員に求められる役割や課題を明確にし、今後の実務経験を通じて食品衛生監視員としての意識向上を図るための基礎を築く。

(2) と畜検査・食鳥検査業務研修

- ① 対象者：と畜・食鳥検査員及び生活衛生関係の獣医職
- ② 目的：と畜・食鳥検査の基礎の習得
- ③ 実施期間：0.5日間
- ④ 担当講師：課長職及び係長職
- ⑤ 実施場所：食肉センター

(研修内容)

研修項目	研修目的
食肉衛生関係法令の概要 (50分)	食肉衛生行政に関する法体系及び各法令の位置付けを理解し、と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥処理に関する法律(以下=食鳥法)、その他関連法規の構成概要を習得する。 ①と畜場法、食鳥法、牛海綿状脳症対策特別措置法等に関する、日常業務に係る根拠条文の理解 ②家畜伝染病予防法等の畜産関連法規及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法等の概要理解
法令の検索方法 (20分)	食肉衛生法規の理解のもとに、食品衛生小六法及び関係法規集の使い方その他参考書の活用方法等を体得し、実務において法令根拠、規定内容等の検索を迅速かつ的確に行える能力を習得する。
検査と行政措置の基礎知識 (50分)	と畜・食鳥検査から行政措置に関する一連の過程を理解し、実務において欠かせない行政判断のポイントを習得する。
北九州市の食肉衛生行政 (30分)	本市の食肉衛生行政の現状、地域特性、業務課題を理解し、北九州市の食肉衛生行政従事者として必要な知識を習得する。
と畜・食鳥検査員のあり方 (30分)	と畜・食鳥検査員に求められる役割や課題を明確にし、今後の検査実務と調査・研究分野に対する意欲の向上を図るための基礎を築く。

(3) 狂犬病予防・動物愛護業務研修

- ① 対象者：狂犬病予防員・動物愛護担当職員及び保健所東部生活衛生課・西部生活衛生課の食品衛生担当者
- ② 目的：狂犬病予防・動物愛護業務の基礎の習得
- ③ 実施期間：0.5日間
- ④ 担当講師：課長職及び係長職
- ⑤ 実施場所：動物愛護センター

(研修内容)

研修項目	研修目的
動物関係法令の概要 (60分)	動物管理及び愛護行政に関する法体系を理解し、法律および条例・規則の構成概要を習得する。 「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「北九州市動物愛護及び管理に関する条例」について日常業務に係る根拠条文の理解
法令の検索方法 (30分)	動物関係法規の理解のもとに、法令集、その他参考書の活用方法を体得し、実務において法令根拠、規定内容等の検索を迅速かつ的確に行える能力を習得する。
苦情処理の基礎知識 (60分)	苦情処理の基本的考え方と苦情処理の基本スタンスを理解し、苦情受理、事実確認、調査に基づく措置、苦情者への説明等、一連の実務に必要な基本知識を取得する。
北九州市の動物行政 (30分)	本市の動物行政の現状、地域特性、業務課題を理解し、北九州市の動物行政従事者として必要な知識を習得する。
動物行政担当職員のあり方 (30分)	狂犬病予防員、動物愛護担当職員に求められる役割や課題を明確にし、今後の実務経験をとおして動物行政従事者としての意識の向上を図るための基礎を築く。

(4) 環境衛生業務研修

- ① 対象者：環境衛生監視員
- ② 目的：環境衛生監視業務の基礎の習得
- ③ 実施期間：1日間
- ④ 担当講師：課長職及び係長職（主査職）

(研修内容)

研修項目	研修目的
環境衛生関係法令の概要 (60分)	環境衛生行政を構成する法体系を理解し、業務の基礎となる法令の構成概要を習得する。
法令の検索方法 (40分)	環境衛生関係法規の理解のもとに、環境衛生関係法規集及び法令参考書等の活用方法等を体得し、実務において法令根拠、規定内容等の検索を迅速かつ的確に行える能力を習得する。
環境衛生事故調査 (50分)	環境衛生事故に関する事例をとおして、探知から調査、原因の特定、再発防止措置等に至る基本的な流れと、報道対応を前提とした調査、行政判断のポイントを習得する(※本項目では、代表的事例の概要のみを実施し、詳細は分野別専門研修で対応)。
違反処理の基礎知識 (50分)	環境衛生関係法令に係る違反処理の目的、処理手法及び法令根拠を理解し、探知から調査及び行政指導・命令等の行政措置等に至る一連の処理におけるポイントを習得する(※本項目では、代表的事例の概要のみ実施し、詳細は分野別専門研修で対応)。
監視と検査について (60分)	①環境衛生監視員の監視指導の目的、法的根拠等に関する基礎的理解と監視目的別の対応方法、必要器材、事案に応じた対処方法、違反事例への対応等、一連の実務に必要な基本知識を習得する。 ②環境衛生行政における検査の目的と法的根拠に関する基礎的理解と、検査項目の設定、サンプリング及び結果の判定等、一連の実務に必要な基本知識を習得する。
苦情処理の基礎知識 (60分)	苦情処理の基本的考え方と苦情処理の基本スタンスを理解し、苦情受理、事実確認、検査、施設調査、他自治体への調査依頼、調査に基づく措置、苦情者への説明等、一連の実務に必要な基本知識を習得する(※本項目では、代表的事例の概要について実施し、詳細は分野別専門研修で対応)。
北九州市の環境衛生行政 (30分)	本市の環境衛生行政の現状、地域特性、業務課題を理解し、北九州市の環境衛生業務従事者として必要な知識を習得する。
環境衛生監視員のあり方 (30分)	環境衛生行政の変遷のもとに、環境衛生監視員に求められる役割や課題を明確にし、今後の実務経験を通じて環境衛生監視員としての意識向上を図るための基礎を築く。

3 食品検査実務基礎研修

- ① 対象者：食品衛生監視員
- ② 目的：食品衛生業務に係る基礎的な検査技術の習得
- ③ 実施期間：5日間
- ④ 担当講師：課長職及び係長職
- ⑤ 実施場所：食品衛生検査所

(研修内容)

研修項目	研修目的
微生物検査 理化学検査	食品の規格基準検査、北九州市指導基準検査の基本実務の習得 食品の規格基準検査、北九州市指導基準検査の基本実務を習得

4 環境衛生関係分野別専門研修

- ① 対象者：環境衛生監視員
- ② 目的：環境衛生業務に関する業務特性に習得
- ③ 実施期間：2日間
- ④ 担当講師：係長職

(研修内容)

研修項目	研修目的
営業六法に関する業務 (0.5日)	理美容師法・クリーニング業法、公衆浴場法、旅館業法、興行場法に基づく業務に関する事務特性、業務課題、監視指導のあり方について理解を深めるとともに、監視実務に付随する検査業務に関する基本的知識を習得する。
建築物・飲料水の衛生確保に関する業務 (0.5日)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律、水道法等に基づく業務に関する事務特性、業務課題、監視指導のあり方について、理解を深めるとともに、監視実務に付随する検査業務に関する基本的知識を習得する。
墓地埋葬法に関する業務 (0.5日)	墓地埋葬等に関する法律に基づく業務に関する事務特性、業務課題、相談窓口における留意点等について理解を深めるとともに、周辺自治体の墓地行政の現を対比しながら北九州市の地域特性を習得する。
その他法令業務 (0.5日)	化製場等に関する法律、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、温泉法及び遊泳用プールの衛生指導等に関する業務課題、監視指導のあり方について理解を深めるとともに、監視実務に付随する検査業務に関する基本的知識を習得する。